





2025年2月28日

位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社 代表者名 代表取締役社長 矢尾板 裕介 (コード番号:2743 東証スタンダード)

問い合わせ 管 理 本 部 長 柳世 和大

https://pixel-cz.co.jp/contact

## 改善計画の策定方針に関するお知らせ

当社は、2025年1月29日付で開示した「特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」に記載のとおり、株式会社東京証券取引所より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、2025年1月29日付で特別注意銘柄に指定され、今後、株式会社東京証券取引所による内部管理体制等の審査が行われます。

当社は、特別注意銘柄の指定解除に向け、内部管理体制等の問題を改善するための改善計画を策定することとし、その改善計画の策定及び改善計画書の提出に向けての方針を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 改善計画の策定方針

当社は、吉田前代表取締役個人が取締役会の承認を受けずに当社を連帯保証人とする金銭消費貸借契約書を締結していたことが判明した件を受けて、2022 年 10 月 6 日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」を公表いたしました。また、連結子会社であったピクセルソリューションズ株式会社の元代表取締役増井浩二氏が同社の印章を偽造して使用した可能性のある一連の事案の調査報告を受けて、2022 年 12 月 28 日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」を公表し、再発防止策(以下、2022 年 10 月 6 日付再発防止策および 2022 年 12 月 28 日付再発防止策を総称して「前回再発防止策」といいます。)に取り組んでまいりました。

しかしながら、当社においては、2023 年 10 月 24 日に証券取引等監視委員会開示検査課より、金融商品取引法に基づく開示検査を受けておりましたが、2024 年 6 月 16 日に監視委員会より当社監査役会に対し本件の疑義について第三者委員会による調査を行うよう要請があり、2024 年 7 月 5 日に特別調査委員会を設置いたしました。その調査結果、当社は、2024 年 11 月 13 日付「(開示事項の経過)特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表のとおり、特別調査委員会による調査報告書において、再発防止策の提言を受けております。

当社はその内容を踏まえて、2024 年 12 月 26 日付「再発防止策の策定に関するお知らせ」にて、特別調査委員会から指摘を受けた問題点に対する改善策の提言に沿って再発防止策の概要を策定し公表しておりますが、このたび特設注意銘柄に指定されたことから、上記の前回再発防止策および 2024 年 12 月 26 に公表の再発防止策の策定における各項目の実施内容に関する検討内容が十分であるかどうか

再検討するとともに、以下の具体的プロセス及び実施計画のもと、外部のコンサルティング会社の支援も受けながら改善計画を策定し、2025年3月28日開催予定の第39期定時株主総会にて選任される役員も含めた新経営体制の下においても確認・協議の上、改善計画書を提出する予定です。

プロセス		実施スケジュール
1	原因分析 (特別調査委員会の調査報告書をもとに、外部専門家も交えて、当社として改め	2025年1月29日~2025年2月28日
	て行う分析)	
2	改善計画の策定方針に関するお知らせ	2025年2月28日
3	特別注意銘柄指定措置に基づく再発防止策の再検討	2025年2月28日~2025年3月13日
4	特別注意銘柄指定措置に対する改善計画の検 討・改善計画案の策定	~2025年3月13日(予定)
5	日本取引所自主規制法人へ改善計画書案を提 出	2025年3月14日(予定)
6	監査等委員会設置会社への移行ならびに役員 体制の変更(定時株主総会開催)	2025年3月28日(予定)
7	改善計画・状況報告書の適時開示	2025年4月28日(予定)

## 2. 今後の見通し

上記のとおり改善計画・再発防止策の策定を進め、改善策を実行してまいります。なお、上記の内容およびスケジュールに変更・遅延が生じた場合には速やかに開示いたします。

以上